

## 逗子市緊急輸送道路の沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害時の緊急輸送道路の安全確保に向け、当該道路の沿道にある建築物の耐震化を推進するため、建築物の耐震診断を行うことについて、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急輸送道路 逗子市地域防災計画において、第1次緊急輸送道路として指定された道路をいう。
- (2) 沿道建築物 緊急輸送道路の沿道にあり、昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した建築物で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。）第4条に規定された高さを超えるもの。ただし、木造2階建て住宅を除く。
- (3) 耐震診断 一級建築士であつて、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「施行規則」という。）第5条第1項第1号に規定する登録資格講習を修了したもの又は当該講習を修了したものと同等以上の技術を有すると市長が認めたものが行う地震に対する安全性の評価をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、沿道建築物の所有者又は管理者で市税を滞納していないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該沿道建築物が分譲型共同住宅である場合は、管理組合の集会等において、耐震診断の実施に関する決議がされているものとする。
- 3 前2項において、この補助金を受けける者は、交付決定通知日以降、その年度の2月末日までに耐震診断を完了し、及び完了実績報告書を提出することができるものとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、沿道建築物の耐震診断に要した費用又は床面積1平方メートル当たり2,060円を乗じた額のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額とし、1,000円

未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、1棟当たり120万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業実施前に逗子市緊急輸送道路の沿道建築物耐震化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築年度を証明するもの(建築確認通知書の写し等)
- (2) 直近の固定資産税家屋評価証明書
- (3) 直近の市税納税証明書
- (4) 事業計画書(診断費用の見積を含む。)
- (5) 建築物の位置図
- (6) 耐震診断を行う者が、第2条第1項第3号の要件を満たす者であることを証する書面
- (7) その他市長が必要があると認める書類

2 前項の規定において、当該建築物が分譲型共同住宅の場合は、前項第2号及び第3号の書類の提出を要せず、区分所有者の住所及び氏名を記した一覧表及び耐震診断の実施に係る住民総会等の決議書を提出しなければならない。

(交付決定の通知等)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査したうえで、その適否を決定し、その結果を逗子市緊急輸送道路の沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(事業計画の変更等の承認)

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者は、補助事業の内容を変更し、又は取り下げようとする場合は、逗子市緊急輸送道路の沿道建築物耐震化促進事業補助金変更等申請書(第3号様式)を市長に速やかに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査したうえで、その適否を決定し、その結果を逗子市緊急輸送道路の沿道建築物耐震化促進事業補助金変更等承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(完了実績報告書)

第8条 耐震診断を完了した者は、逗子市緊急輸送道路の沿道建築物耐震診断完了実績

報告書（第5号様式）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書
- (2) 契約書及び領収書の写し
- (3) その他市長が必要があると認める書類  
（補助金の額の確定通知）

第9条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査したうえで、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、逗子市緊急輸送道路の沿道建築物耐震化促進事業補助金確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 この補助金の交付を受けようとする者は、前条の通知を受けた後に逗子市緊急輸送道路の沿道建築物耐震化促進事業補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による支払の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部について交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の全部又は一部について交付の決定を取り消したときは、逗子市緊急輸送道路の沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部について交付の決定を取り消した場合において当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
(逗子市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱の一部改正)
- 2 逗子市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱(平成24年4月1日施行)の一部を次のように改正する。  
第4条第1号及び第5条第1号に、次のただし書を加える。  
ただし、当該木造住宅が逗子市緊急輸送道路の沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱(平成28年4月1日施行)第2条第2号本文に規定する沿道建築物の場合は、自己の居住の用に供することを要しない。  
第7条に次の1項を加える。
- 4 前3項の規定による申請は、国が指定する社会資本整備総合交付金の当該年度最終変更申請日若しくは当該年度1月末日までのいずれか早い日までに行わなければならない。